

令和 5 年 第 3 回

釧路市議会 6 月定例会報告

6 月 定 例 市 議 会 報 告 件 名

報 告 番 号	件 名	
鉦路市報告第6号	「令和4年度鉦路市一般会計予算繰越明許費繰越計算書」報告の件.....	3
鉦路市報告第7号	「令和4年度鉦路市介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書」報告の件.....	9
鉦路市報告第8号	「令和4年度鉦路市介護保険特別会計予算事故繰越し繰越計算書」報告の件.....	11
鉦路市報告第9号	令和4年度鉦路市水道事業会計継続費の繰り越しに関する報告の件.....	15
鉦路市報告第10号	令和4年度鉦路市下水道事業会計継続費の繰り越しに関する報告の件.....	17
鉦路市報告第11号	「令和4年度鉦路市水道事業会計予算繰越計算書」報告の件.....	19
鉦路市報告第12号	「令和4年度鉦路市下水道事業会計予算繰越計算書」報告の件.....	21
鉦路市報告第13号	「令和4年度鉦路市公設地方卸売市場事業会計予算繰越計算書」報告の件.....	25
鉦路市報告第14号	鉦路市有林森林経営計画報告の件.....	27
鉦路市報告第15号	専決処分報告の件（和解の成立）.....	29
鉦路市報告第16号	専決処分報告の件（交通事故損害賠償額の決定等）.....	31
鉦路市報告第17号	専決処分報告の件（交通事故損害賠償額の決定等）.....	33
鉦路市報告第18号	専決処分報告の件（物損事故損害賠償額の決定等）.....	35
鉦路市報告第19号	鉦路西港開発埠頭株式会社の経営状況説明書提出の件.....	37

釧路市報告第6号

「令和4年度釧路市一般会計予算繰越明許費繰越計算書」報告の件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、「令和4年度釧路市一般会計予算繰越明許費繰越計算書」を次のとおり調製したので、報告する。

記

令和4年度釧路市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

（別紙）

令和5年6月21日

釧路市長 蝦名大也

（説明）

令和4年度釧路市一般会計予算繰越明許費に係るアイヌ政策推進交付金事業ほか11事業について、繰り越すべき必要が生じたので、報告するものである。

（参考）

地方自治法抜粋

（繰越明許費）

第213条 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

地方自治法施行令抜粋

（繰越明許費）

第146条 地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。
- (3項 略)

(別紙)

令和4年度釧路市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源の内訳					説明	
					既収財源	未収		特定			一般財源
						国庫支出金	道支金	収入雑入	財源債		
2 総務費	1 総務管理費	アイヌ政策推進交付金事業	円 370,000,000	円 370,000,000	円 0	円 208,000,000	円 0	円 0	円 150,000,000	円 12,000,000	国の繰越承認事業としての実施による。
2 総務費	1 総務管理費	難視聴地域対策事業	4,840,000	4,840,000	0	0	0	0	4,800,000	40,000	年度内執行が不可能となったことから繰越事業として実施する。
2 総務費	1 総務管理費	新型コロナウイルス感染症対応交付金事業	75,686,000	75,686,000	0	75,686,000	0	0	0	0	国の繰越承認事業としての実施による。
3 民生費	2 老人福祉費	老人福祉施設整備協力事業	23,862,000	23,862,000	0	0	0	0	23,800,000	62,000	年度内執行が不可能となったことから繰越事業として実施する。

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左				源				内	訳	明
					既収特定財源	未収		雑入	特定財源	源		一般財源			
						国庫支出金	道支			入金	債				
4衛生費	1保健衛生費	出産・子育て応援給付金支給事業	117,465,000	76,827,000	円	0	52,030,000	円	12,398,000	円	0	12,399,000	円	国の繰越承認事業としての実施による。	
4衛生費	1保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	412,669,000	412,669,000	円	0	412,669,000	円	0	円	0	0	0	国の繰越承認事業としての実施による。	
8土木費	2道路橋梁費	市道整備事業	100,800,000	100,800,000	円	0	57,600,000	円	0	円	0	43,100,000	100,000	国の繰越承認事業としての実施による。	
8土木費	6住宅費	公営住宅等建設事業	296,100,000	296,100,000	円	0	148,050,000	円	0	円	0	147,900,000	150,000	国の繰越承認事業としての実施による。	
9港湾費	1港湾費	国直轄港湾工事負担金	211,800,000	137,700,000	円	0	0	円	0	円	0	137,600,000	100,000	国の繰越承認事業としての実施による。	
10消防費	1消防費	消防車両購入事業	146,774,000	146,774,000	円	0	38,683,000	円	0	円	0	105,100,000	2,991,000	国の繰越承認事業としての実施による。	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左			の				内			説明
					既収入 特定財源	未収 国庫支出金	収入 道支金	特定 雑入	財 源	財		一般財源			
										支出	市債				
11教育費	1 総務費	学校教育活動体制整備事業	47,250,000 円	47,250,000 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	国の繰越承認事業としての実施による。	
12災害復旧費	2 土木施設災害復旧費	河川災害復旧事業	353,979,000 円	261,948,000 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	58,100,000 円	100,000 円	100,000 円	0 円	国の繰越承認事業としての実施による。	

釧路市報告第7号

「令和4年度釧路市介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書」報告の件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、「令和4年度釧路市介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書」を次のとおり調製したので、報告する。

記

令和4年度釧路市介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書
（別記）

令和5年6月21日

釧路市長 蝦名大也

（説明）

令和4年度釧路市介護保険特別会計予算繰越明許費に係る地域密着型サービス拠点等整備費補助金について、繰り越すべき必要が生じたので、報告するものである。

(別記)

令和4年度釧路市介護保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書

(保険事業勘定)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源の内訳				説明	
					既収特定財源	未収金	収入特出金	特定財源		一般財源
1 介護保険費	1 総務費	地域密着型サービス拠点等整備費補助金	7,540,000 円	7,540,000 円	0 円	7,540,000 円	0 円	0 円	0 円	国の繰越承認事業としての実施による。

釧路市報告第8号

「令和4年度釧路市介護保険特別会計予算事故繰越し繰越計算書」報告の件

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定に基づき、「令和4年度釧路市介護保険特別会計予算事故繰越し繰越計算書」を次のとおり調製したので、報告する。

記

令和4年度釧路市介護保険特別会計予算事故繰越し繰越計算書
（別紙）

令和5年6月21日

釧路市長 蝦名大也

（説明）

令和4年度釧路市介護保険特別会計予算に係る地域密着型サービス拠点等整備費補助金について、事故繰越しすべき必要が生じたので、報告するものである。

（参考）

地方自治法抜粋

（予算の執行及び事故繰越し）

第220条（1、2項略）

- 3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

地方自治法施行令抜粋

(予算の執行及び事故繰越し)

第 1 5 0 条 (1、2 項 略)

3 第 1 4 6 条の規定は、地方自治法第 2 2 0 条第 3 項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

(別紙)

令和4年度釧路市介護保険特別会計予算事故繰越し繰越計算書

(保険事業勘定)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		翌年繰 越額	左の財源内訳				説明	
				支出済額	支出未済額		支出負担 行為額	既収入 特定財源	未収入 特定財源	財源 内訳		一般財源
1 介護保険 費	1 総務費	地域密着型 サービス拠点等 整備補助金	円 26,598,000	円 0	円 26,598,000	円 0	円 26,598,000	円 0	円 0	円 0	円 0	年度内執行が 不可能となっ たことから繰 越事業として 実施する。

鉏路市報告第9号

令和4年度鉏路市水道事業会計継続費の繰り越しに関する報告の件

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定に基づき、令和4年度鉏路市水道事業会計の継続費繰越額の使用に関する計画を、次のとおり報告する。

記

令和4年度鉏路市水道事業会計継続費繰越計算書

（別記）

令和5年6月21日

鉏路市長 蝦名大也

（説明）

愛国浄水場浄水施設プラント設備工事監理業務ほか4事業に係る令和4年度鉏路市水道事業会計継続費について、繰り越すべき額が生じたので、報告するものである。

（参考）

地方公営企業法施行令抜粋

（継続費）

第18条の2 地方公営企業の継続費に係る毎事業年度の支出予定額のうち、当該事業年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を継続年度の終わりまで逓次繰り越して使用することができる。この場合においては、管理者は、地方公共団体の長に、継続費繰越額の使用に関する計画について、継続費繰越計算書をもつて翌事業年度の5月31日までに報告するものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

（以下略）

(別記)

令和4年度釧路市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和4年度継続費額			支払義務発生額 (見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越る財源		翌年度繰越に係る繰越額に係る繰越額に要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	現年度繰越額				計	企業債	
		愛国浄水場施設プロジェクト設置工事監理業務	83,160,000	5,900,000	2,484,000	8,384,000	5,670,000	2,714,000	2,714,000	0	2,714,000	0
		愛国浄水場施設土木・建築	10,722,887,000	1,103,794,000	0	1,103,794,000	1,099,814,000	3,980,000	3,980,000	3,100,000	880,000	0
		愛国浄水場施設備工事	1,633,500,000	169,400,000	1,743,500	171,143,500	169,098,600	2,044,900	2,044,900	1,600,000	444,900	0
		愛国浄水場構内連絡工事	530,200,000	149,600,000	1,100,000	150,700,000	138,600,000	12,100,000	12,100,000	9,700,000	2,400,000	0
		導水管路環境調査業務(第3期)	28,413,000	1,771,000	0	1,771,000	1,386,000	385,000	385,000	0	385,000	0
1 資本的支出	1 建設改良費											

鉏路市報告第10号

令和4年度鉏路市下水道事業会計継続費の繰り越しに関する報告の件

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定に基づき、令和4年度鉏路市下水道事業会計の継続費繰越額の使用に関する計画を、次のとおり報告する。

記

令和4年度鉏路市下水道事業会計継続費繰越計算書
（別記）

令和5年6月21日

鉏路市長 蝦名大也

（説明）

古川終末処理場ボイラ設備更新に係る令和4年度鉏路市下水道事業会計継続費について、繰り越すべき額が生じたので、報告するものである。

(別記)

令和4年度釧路市下水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和4年度継続費額			翌年度繰越額	翌年度繰越残額	支払義務発生額(見込)額	翌年度繰越額	通次に係る		翌年度繰越に係る繰越額を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	年度次額					年度次額	国庫補助金	
1	資本的支出	古川終末処理場ボイラ設備更新	140,000,000	84,000,000	0	0	4,107,000	79,893,000	4,107,000	1,800,000	2,258,850	48,150	0

鉏路市報告第11号

「令和4年度鉏路市水道事業会計予算繰越計算書」報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、令和4年度鉏路市水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画を、次のとおり報告する。

記

令和4年度鉏路市水道事業会計予算繰越計算書

（別記）

令和5年6月21日

鉏路市長 蝦名大也

（説明）

令和4年度鉏路市水道事業会計予算のうち、建設改良費について、繰り越すべき額が生じたので、報告するものである。

（参考）

地方公営企業法抜粋

（予算の繰越）

- 第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。
- 2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。
- 3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

(別記)

令和4年度釧路市水道事業会計予算繰越計算書

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	内部留保資金			
1資本的支出	1建設改良費	簡易水道事業	21,021,000	0	21,021,000	0	21,000,000	21,000	0		工程調整に伴い工期が翌年度にわたることによる。

鉏路市報告第12号

「令和4年度鉏路市下水道事業会計予算繰越計算書」報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、令和4年度鉏路市下水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画を、次のとおり報告する。

記

令和4年度鉏路市下水道事業会計予算繰越計算書

（別記）

令和5年6月21日

鉏路市長 蝦名大也

（説明）

令和4年度鉏路市下水道事業会計予算に関し、建設改良費について繰り越すべき額が生じ、及び公共下水道整備事業ほか1事業について事故繰越しすべき必要が生じたので、報告するものである。

(別記)

令和4年度釧路市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな御資産の購入限度額	明 説
						国庫補助金	企業債	内部留保資金			
1資本的支出	1建設改良費	公共下水道整備事業	1,620,000,000	90,654,300	1,232,207,700	円	円	円	297,138,000	円	国の繰越承認事業としての実施による。
		特定環境保全公共下水道整備事業	140,000,000	0	129,304,000	円	円	円	10,696,000	円	国の繰越承認事業としての実施による。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな御資産の購入限度額	明 説 明
						国庫補助金	企業債	内部留保資金			
1資本的支出	1建設改良費	公共下水道整備事業 特定環境保全 公共下水道整備事業	370,795,000	0	370,794,600	円	円	円	円	0	年度内執行が不可能となつたことから繰越事業として実施する。 (地方公営企業法第26条第1項の規定による令和3年度からの繰越分)
			90,000,000	0	76,905,400	円	円	円	円	0	年度内執行が不可能となつたことから繰越事業として実施する。
			147,141,000	43,074,900	104,065,500	円	円	円	600	0	年度内執行が不可能となつたことから繰越事業として実施する。 (地方公営企業法第26条第1項の規定による令和3年度からの繰越分)
			60,000,000	27,551,700	16,927,900	円	円	円	15,520,400	0	年度内執行が不可能となつたことから繰越事業として実施する。

釧路市報告第13号

「令和4年度釧路市公設地方卸売市場事業会計予算繰越計算書」
報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、令和4年度釧路市公設地方卸売市場事業会計予算の繰越額の使用に関する計画を、次のとおり報告する。

記

令和4年度釧路市公設地方卸売市場事業会計予算繰越計算書
（別記）

令和5年6月21日

釧路市長 蝦名大也

（説明）

令和4年度釧路市公設地方卸売市場事業会計予算のうち、建設改良費について、繰り越すべき額が生じたので、報告するものである。

(別記)

令和4年度釧路市公設地方卸売市場事業会計予算繰越計算書

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	内部留保資金			
1資本的支出	1建設改良費	雨水管汚水管等 改修工事	円 220,000,000	円 34,300,000	円 75,920,000	円 0	円 75,900,000	円 20,000	円 109,780,000	円 0	工程調整に伴い工期が翌年度にわたることによる。

釧路市報告第14号

釧路市有林森林経営計画報告の件

令和5年度から令和9年度までの釧路市有林森林経営計画を策定したので、その概要を別冊のとおり報告する。

令和5年6月21日

釧路市長 蝦名大也

(参考)

釧路市基金条例抜粋

(管理)

第5条 (1項略)

2 第3条第1項第1号アの森林経営計画を策定したときは、その概要を議会に報告しなければならない。

専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告する。

記

市は、景雲中学校が発行した学校だよりにおける著作物の無断使用に関し、次のとおり和解を成立させるものとする。

1 和解の相手方（著作権者）

別 添

2 和解成立の方針

- (1) 市は、和解の相手方に対し、和解金として550,000円の支払義務のあることを認め、相手方の指定する銀行口座に振り込むものとする。
- (2) 市は、本件著作物をインターネット上から削除したことを確約する。
- (3) 市は、今後、和解の相手方の著作物を無断使用しないことを確約する。
- (4) 前3号以外に、和解の当事者は本件に関し、相手方に対し、何ら債権債務のないことを確認する。

令和5年6月21日

釧路市長 蝦名大也

（説明）

景雲中学校が発行した学校だよりにおける著作物の無断使用に関し、和解を成立させる専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告するものである。

（参考）

地方自治法抜粋

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項指定の件

(平成17年10月27日議決)

議会の権限に属する次に掲げる事項は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項として指定する。

- (1) 市有財産について不法行為又は契約不履行があった場合において、市が提起する訴訟の目的の価額が100万円未満の訴訟、和解及び調停に関すること。
- (2) 1件の金額が100万円未満の法律上の義務に属する損害賠償の額を定め、及び和解又は調停を成立させること。

釧路市報告第16号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告する。

記

市は、市有車両に係る交通事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解を成立させるものとする。

1 事故発生年月日及び場所

令和5年1月10日

釧路市入江町12番

2 損害賠償の額 599,016円

3 和解成立の方針

(1) 市は、和解の相手方に対し、損害賠償金として599,016円を負担する。

(2) 和解の相手方は、本件交通事故に関し、市に対し、その他いかなる請求もしない。

4 損害賠償及び和解の相手方

別 添

令和5年6月21日

釧路市長 蝦名大也

(説明)

市有車両に係る交通事故に関し、損害賠償の額を定め、及び和解を成立させる専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告するものである。

釧路市報告第17号

専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告する。

記

市は、市有車両に係る交通事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解を成立させるものとする。

1 事故発生年月日及び場所

令和5年4月11日

釧路市興津2丁目18番

2 損害賠償の額 147,246円

3 和解成立の方針

(1) 市は、和解の相手方に対し、損害賠償金として147,246円を負担する。

(2) 和解の相手方は、本件交通事故に関し、市に対し、その他いかなる請求もしない。

4 損害賠償及び和解の相手方

別添

令和5年6月21日

釧路市長 蝦名大也

(説明)

市有車両に係る交通事故に関し、損害賠償の額を定め、及び和解を成立させる専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告するものである。

専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告する。

記

市は、市道上において発生した物損事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解を成立させるものとする。

1 事故発生年月日等、損害賠償の額及び相手方

番号	事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償の額	損害賠償及び和解の相手方
1	令和4年10月15日	釧路市鳥取大通1丁目6番地先 市道新釧路川右岸通	105,902円	別添中番号1
2	令和4年10月18日	釧路市阿寒町シュリコマベツ4番地地先 市道湖畔スキー場道路	120,518円	別添中番号2
3	令和4年12月23日	釧路市北大通1丁目1番地地先 市道橋北東1号	56,628円	別添中番号3
4	令和5年3月1日	釧路市益浦2丁目1番地先 市道益浦西5線2	13,233円	別添中番号4
5	令和5年3月1日	釧路市興津5丁目23番地先 市道晴海通	17,886円	別添中番号5
6	令和5年3月4日	釧路市桂恋133番地地先 市道桂恋三津浦線	20,288円	別添中番号6
7	令和5年4月1日	釧路市鳥取南6丁目2番地先 市道鳥取南17号	23,595円	別添中番号7
8	令和5年4月25日	釧路市愛国西2丁目33番地先 市道宝橋通	7,980円	別添中番号8

9	令和5年4月27日	釧路市愛国東1丁目3 2番地先 市道愛国東9号2	36,300円	別添中番号 9
---	-----------	--------------------------------	---------	------------

2 和解成立の方針

- (1) 市は、和解の相手方に対し、損害賠償金としてそれぞれ前項の表に掲げる損害賠償の額を負担する。
- (2) 和解の相手方は、本件物損事故に関し、市に対し、その他いかなる請求もしない。

令和5年6月21日

釧路市長 蝦名大也

(説明)

市道上において発生した物損事故に関し、損害賠償の額を定め、及び和解を成立させる専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告するものである。

釧路西港開発埠頭株式会社の経営状況説明書提出の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、釧路西港開発埠頭株式会社の経営状況を説明する書類を、次のとおり提出する。

記

- 1 第55期事業計画に関する書類
（別紙1のとおり）
- 2 第54期決算に関する書類
（別紙2のとおり）

令和5年6月21日

釧路市長 蝦名大也

（参考）

地方自治法抜粋

（財政状況の公表等）

第243条の3（1項 略）

- 2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

（3項 略）

（予算の執行に関する長の調査権等）

第221条（1、2項 略）

- 3 前2項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。

地方自治法施行令抜粋

（普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲）

- 第152条 地方自治法第221条第3項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

(1 号 略)

(2) 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの
2分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式
会社

(3 号 略)

(2 ~ 5 項 略)

(法人の経営状況等を説明する書類)

第 1 7 3 条の 2 地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項に規定する政令で定める
その経営状況を説明する書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び
決算に関する書類とする。

(2 項 略)

(別紙1)

第55期事業計画概要

令和5年4月1日から令和6年3月31日までににおける事業計画の概要は、次のとおりとする。

1 営業概要

(1) 釧路港港湾施設管理業務

釧路市が所有する下記施設の管理業務並びに当該施設に係る使用料及び賃料の納入通知書等発送事務

ア 上屋	東港区 2棟	5,454㎡
	西港区 10棟	40,997㎡
イ 上屋上敷地	東港区 2棟	7,506㎡
ウ オープンヤード	東港区	29,345㎡
	西港区	145,982㎡
エ 水面貯木場	整理水面	80,000㎡
	貯木水面	26,452㎡
オ 荷役機械	石炭荷役機械	1基
	ガントリークレーン	1基
カ 港湾敷地	中央埠頭背後	39,194㎡
	水面貯木場背後	235,918㎡

(2) 西港建設合同事務所貸室業

当社が所有する下記施設の賃貸事務

西港建設合同事務所	西港3丁目103番	1階床面積	649.48㎡
	1棟(貸事務所15室)	2階床面積	649.48㎡
		計	1,298.96㎡

(3) 釧路港西港区第2埠頭特定埠頭運営事業

当社が所有する穀物アンローダ(3基)及びその附帯施設による特定埠頭の運営

予 定 貸 借 対 照 表

令和6年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流動資産		流動負債	
現金預金	611,972	未払金	156,293
未収金	176,426	預り金	209
立替金	14	仮受金	120,119
		消費税	5,145
固定資産		固定負債	
電話加入権	80	退職給与引当金	3,600
合同事務所	10,588	借入金	3,175,231
投資	10	修繕引当金	500
穀物荷役機械	2,690,867		
		純資産の部	
		株主資本	
		資本金	25,000
		利益剰余金	
		その他利益剰余金	
		繰越利益剰余金	3,860
合 計	3,489,957	合 計	3,489,957

予 定 損 益 計 算 書

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

科 目	収 益	費 用	損 益
	千円	千円	千円
経常損益			
営業損益			
営業収益	835,191		
営業費用		881,291	
営業損失			46,100
営業外損益			
営業外収益	94,855		
営業外費用		45,875	
経常利益			2,880
特別損失		59,800	
税引前当期損失			56,920
当期純損失			56,920

(別紙2)

貸借対照表

令和5年3月31日現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	円		円
流動資産		流動負債	
現金預金	490,724,400	未払金	158,858,960
未収金	259,682,863	預り金	210,247
立替金	14,300	仮受金	120,119,288
		納税充当金	310,900
		消費税	659,900
固定資産		固定負債	
電話加入権	80,300	退職給与引当金	3,600,000
合同事務所	11,591,093	借入金	3,265,396,000
投資	10,000	修繕引当金	500,000
穀物荷役機械	2,873,332,085		
		純資産の部	
		株主資本	
		資本金	25,000,000
		利益剰余金	
		その他利益剰余金	
		繰越利益剰余金	60,779,746
合計	3,635,435,041	合計	3,635,435,041

損益計算書

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

科目	収益	費用	損益
	円	円	円
経常損益			
営業損益			
営業収益	780,501,441		
営業費用		744,874,244	
営業利益			35,627,197
営業外損益			
営業外収益	1,943,940		
営業外費用		33,184,902	
経常利益			4,386,235
特別損失		1	
税引前当期利益			4,386,234
法人税等			1,114,300
当期純利益			3,271,934

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

		円
株主資本		
資本金	前期末残高及び当期末残高	<u>25,000,000</u>
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	57,507,812
	当期変動額 当期純利益	<u>3,271,934</u>
	当期末残高	<u>60,779,746</u>
利益剰余金合計	前期末残高	57,507,812
	当期変動額	<u>3,271,934</u>
	当期末残高	<u>60,779,746</u>
株主資本合計	前期末残高	82,507,812
	当期変動額	<u>3,271,934</u>
	当期末残高	<u>85,779,746</u>
純資産合計	前期末残高	82,507,812
	当期変動額	<u>3,271,934</u>
	当期末残高	<u>85,779,746</u>

